

令和6年度答申第16号
令和6年6月28日

諮問番号 令和6年度諮問第8号（令和6年5月21日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の運転する普通貨物車（以下「本件車両」という。）が、一般国道A上り線において、中央分離帯に衝突し、道路の附属物である横断防止のための道路上の柵を損傷（以下「本件損傷」という。）したとして、B地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、本件損傷に係る復旧工事に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を発したところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

道路法58条1項は、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

道路法22条1項は、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡張その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう旨規定し、同法2条1項は、同法における「道路」とは、一般交通の用に供する道で同法3条各号に掲げるもの（一般国道等）をいい、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含む旨規定し、同法2条2項は、同法における「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、同項各号に掲げるものをいう旨規定し、同項1号は、道路上の柵を掲げる。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 令和4年3月21日午後3時40分頃、一般国道AC地内（40.440k p付近）（以下「本件道路」という。）において、審査請求人の運転する本件車両が、車線変更しようとした車両を避ける際に、中央分離帯に衝突し、ロードセパレーターパネル2枚及び同支柱（以下、単に「ロードセパレーター」という。）を損傷（本件損傷）させる事故（以下「本件交通事故」という。）が発生した。

（道路施設損傷復旧費負担命令書、道路施設箇所位置図、「道路構造物の損傷について」、道路損傷確認書）

- (2) B地方整備局D国道事務所E国道維持出張所（以下「E国道維持出張所」という。）は、本件交通事故の翌日である令和4年3月22日、本件損傷を確認し、同年4月8日、F警察署長に対し、本件損傷の加害者を確認の上連絡するよう要請した。同月27日、F警察署長は、E国道維持出張所に対し、本件損傷の直接行為者は審査請求人である旨連絡した。

（異常箇所詳細シート、「道路構造物の損傷について」）

- (3) 審査請求人は、令和4年6月1日付けで、処分庁に対して、本件車両によりロードセパレーターを損傷したことを認め、本件損傷に係る一切の費用を負担するとの確認書を提出した。

（道路損傷確認書）

- (4) E国道維持出張所は、令和4年9月21日、本件損傷に係るロードセパレーターを撤去し、新しいロードセパレーターを設置する工事（以下「本件復旧工事」という。）を行った。

(作業完了報告書、作業数量把握表)

- (5) 処分庁は、令和5年2月8日付けで、審査請求人に対し、本件復旧工事に要した費用(合計27万9719円)の負担命令を発したが、費用の算定に誤りがあったとして、同年5月15日、前記負担命令を取り消し、負担金額を合計26万3949円とする負担命令(本件負担命令)を発した。なお、本件負担命令に係る道路施設損傷復旧費負担命令書(以下「本件命令書」という。)には、「この命令書について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に審査請求することができる」と記載されていた。

(本件命令書)

- (6) 審査請求人は、令和5年7月20日、審査庁に対し、本件負担命令を不服として本件審査請求をした。審査庁は同月31日付けで、審査請求人に対して審査請求書の補正を命じ、審査請求人は同年8月24日、審査庁に対して補正後の審査請求書を提出した。

(審査請求書、補正後の審査請求書)

- (7) 審査庁は、令和6年5月21日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件復旧工事では、ロードセパレーターパネル(以下「本件パネル」という。)を2枚交換しているが、直接衝突していない隣接する本件パネル1枚は交換する必要がなく、衝突した本件パネル1枚のみの交換が妥当である。隣接する本件パネル1枚は、支柱と固定されているため、ねじり変形が見られるが、押されてねじれているだけで破損はしておらず、支柱から外せば復元が容易にできる。
- (2) 本件パネル撤去及び設置の工事費をm単位で算出しているため、不当に高い金額になっている。また、処分庁は、本件復旧工事の工事数量の計算等に土木工事数量算出要領(以下「本件要領」という。)を適用し、上記計算をしているが、本件要領は新設工事等に適用されるため、本件復旧工事に適用するのは妥当でない。
- (3) 本件復旧工事は、1時間半程度で完了すべき内容であり、所要時間を4時間として積算したことは不当である。作業者の熟練度等によって多少の

前後はあるが、本件パネルの交換は、片側の支柱が固定されているため容易に可能である。また、トラッククレーンの運転に4時間、規制帯の解除に30分は、時間が掛かりすぎている。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

1 本件パネル2枚の交換の必要性について

本件車両が直接衝突したのは、本件パネル1枚（以下「パネルA」という。）のみだが、パネルAと支柱を共用し隣接する本件パネル1枚（以下「パネルB」という。）も、パネル全体にねじり変形が生じたことが明らかであり、垂直に設置し直した支柱に接合できないことから、パネルAと共にパネルBを取り替えたものである。パネルBは本件交通事故の衝撃で元の形に戻っていないことから、荷重を除いたときに原形に戻る弾性変形ではなく、荷重を除いた後も永久にひずみが残る塑性変形を受けたものである。変形を矯正する作業は現場では困難であり、専門業者によると、専門業者へパネルBを持ち込み、プレスで矯正すると、6～7万円の費用が掛かるとのことで、さらに、形状が矯正できたとしても、再塗装が必要となる可能性がある。

また、道路法29条は、道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない旨規定しており、そのため、本件パネルのような道路構造物は、風荷重に対して十分安全なものでなければならない。本件パネルは、製作したG社によると、出荷時点では風速45m/s以上の風耐力を有しているが、事故等によって塑性変形が生じた場合は、出荷時点の風耐力を保証できないため、仮にパネルBの形状を矯正したとしても、試験機関に持ち込み、本来有すべき風耐力（風速45m/s）の有無を確認するのに少なくとも約40～50万円の費用がかかるとのことである。

以上により、パネルBを再利用する場合には、購入に要する費用（5万535.57円）は不要となるが、パネルBの再利用に要する費用（矯正費用6～7万＋風耐力試験費用約40～50万円）が必要となり、パネルBを新設材として交換するよりも明らかに高価となる。

よって、パネルBを新設材として交換したことは、技術的及び経済的な観点から確認した結果、妥当である。

2 本件復旧工事に要した費用の積算根拠について

本件復旧工事は道路の修繕の一つとして、国土交通省では一般に土木工事として設計積算しているものであり、土木工事に係る工事数量の計算等に当たっては、現場状況にあわせて工種を選択し、本件要領を適用することとされている。本件要領第3編2章2.2「防護柵設置工」は横断防護柵の交換（撤去及び設置）工事費において、m単位で積算する旨を規定しているため、2枚の本件パネルの交換工事費をm単位で算出したことは妥当である。

3 本件復旧工事の所要時間について

本件復旧工事は、重要な幹線道路である本件道路において、車線規制を行いながら、本件パネル2枚等の撤去及び設置を行う工事であり、安全かつ円滑な一般交通の確保及び作業員の安全の確保を図りつつ、通行規制によって確保された限られたスペースでの作業を余儀なくされるという制約がある。規制帯の設置（約30分）、デリネーター2個撤去（約10分）、ロードセパレーター撤去（約40分）、同設置（約90分）、デリネーター（撤去したものを再利用）2個設置（約15分）、規制帯解除（約30分）という作業工程及びその所要時間（合計約4時間）は、本件復旧工事の作業員から聞き取り、確認をしたものであり、妥当なものである。

4 結論

以上のことから、本件負担命令の金額は、必要を生じた限度を超過するものではなく、本件負担命令には違法又は不当な点はない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和6年5月21日、審査庁から諮問を受け、同年6月6日及び同月27日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和6年5月31日及び同年6月14日、審査請求人から、同月4日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

- (1) 道路の管理に関する費用は、道路管理者が負担するのが原則である（道路法49条）ところ、道路法58条1項に規定する原因者負担金制度は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、道路管理者に負担させることは衡平に反するため、

当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることとしたものであると解される。

その負担させる費用について、道路法５８条１項は、「他の行為」により「必要を生じた限度」において、その全部又は一部を負担させるものとする旨規定するところ、例えば、復旧工事によって道路の改良を伴うような場合など、費用を負担させることが社会通念上著しく妥当性を欠くというべき特段の事情が存する場合には、同項に基づく原因者負担金負担命令が不当・違法となるものと解するのが相当である。

本件においては、本件損傷の原因者が審査請求人であること及び本件交通事故が道路法５８条１項の「他の行為」に該当することは、審査関係人之间において争いがなく、審査請求人は、本件復旧工事に要した費用の積算について不服を申し立てていることから、以下、審査請求人の主張について検討する。

（２）審査請求人の主張について

ア 本件パネル２枚の交換の必要性について

（ア）本件では、本件復旧工事におけるパネルＡ及び支柱の交換の必要性については、処分庁と審査請求人との間で争いがなく、本件車両が衝突していないパネルＢの交換の妥当性の判断が争点となっている。

まず、パネルＢの復旧作業の必要性について、処分庁は、パネルＢ全体にねじり変形が生じたことが明らかであり、垂直に設置し直した支柱に接合できないと主張しており、審査請求人も、パネルＢにねじり変形が認められると言及していることから、パネルＢにつき、交換又は修復する必要があることは争いが無い。

そこで、パネルＢを交換し当該費用を負担させることについて、社会通念上著しく妥当性を欠くというべき特段の事情があるかどうかを検討する。

（イ）審査庁が提出した令和６年５月３１日及び６月１４日付け「資料提出の求めについて（提出）」並びにその添付資料によれば、パネルＢの交換に係る経緯は以下のとおりである。

- ① 本件復旧工事の指示を行ったＥ国道維持出張所長は、上記第１の２（２）の本件損傷の原因者の確認作業と並行して、本件損傷の物件の数量を確定させ、復旧工事に必要な資材等の発注準備を行うため、本件損傷状況の確認をしたところ、パネルＡ及び支柱については、現場

の写真からも明らかに損傷していることから交換が必要という認識であったが、パネルBについては、現場の写真からは、交換が必要かどうかの判断がつかなかった。

- ② そこで、本件復旧工事を行う業者（以下「本件工事業者」という。）に本件損傷に係る物件の現地確認を指示し、損傷状況を聞き取りした。その結果、パネルBについては、取付部のうち、上部が目測でおよそ10cm程度事故を起こした車線の反対車線側に支柱ごと傾き、再利用が難しいことを確認したため、現場の写真と本件工事業者に対する聞き取り結果から、変形が元に戻ることはないと判断し、パネルBも含めたロードセパレーターの取り替えを指示した。
- ③ E国道維持出張所長は、本件工事業者から、実際にパネルBを取り外したところ、事前の確認どおり再利用することは難しいと現地で確認した旨の報告を受け、パネルBの交換が妥当であったことを確認した。

そうすると、本件復旧工事におけるパネルBの交換については、上記①及び②のとおり、本件復旧工事前にはパネルBを取り外して交換が必要かどうかを確認することができなかったものの、上記③のとおり、本件復旧工事後にパネルBを再利用することが困難であったことを確認した上で、パネルBの交換に要した費用を含む本件復旧工事の費用を積算し、本件負担命令を発したのであるから、パネルBの交換費用を審査請求人に負担させることについて、社会通念上著しく妥当性を欠くというべき特段の事情が存するとはいえず、妥当である。

- (ウ) なお、審査請求人は、パネルBは容易に修復できると主張する。

この点について、前記のとおり、本件工事業者が、パネルBを再利用することは困難であると報告していることに加えて、審査庁が提出した令和6年5月31日付け「資料提出の求めについて（提出）」及びその添付資料によれば、荷重を除いた後も永久にひずみが残る塑性変形を受けたパネルBを修復して再利用する場合には、①専門業者へ持ち込み、矯正プレスにより矯正することが必要であり、また、②本件パネルのような道路構造物は、風荷重に対して十分安全なものでなければならず、試験機関に持ち込み、パネルBが本来有すべき風耐力（風速45m/s）を確認する必要があるところ、①については、プレスで矯正すると、6～7万円の費用が掛かり、更に再塗装が必要となる可能性があること、

②については、試験作業で少なくとも約40～50万円の費用がかかることが認められる。

そうすると、パネルBを修復して再利用する場合には、約46～57万円（矯正費用6～7万＋風耐力試験費用約40～50万円）が必要となり、パネルBを新設材として購入する費用（5万5535.57円）よりも明らかに高価となる。

したがって、パネルBを再利用する場合は、矯正プレスによる矯正が必要であり、購入よりも修復の方が費用を要するから、容易に修復できるとはいえず、審査請求人の上記主張は採用できない。

イ 本件復旧工事に要した費用の積算根拠について

審査請求人は、本件復旧工事の工事数量の計算に当たって、処分庁は本件要領を適用し、本件パネル撤去及び設置工事費をm単位で計算しているが、同要領は新設工事等に適用されるため、本件復旧工事に適用するのは妥当でなく、m単位で算出したことにより、不当に高い金額になっていると主張する。

この点、審査庁が提出した令和6年5月31日及び6月14日付け「資料提出の求めについて（提出）」並びにその添付資料によれば、国土交通省直轄の道路工事等の工事費の積算については、本件要領第1章「基本事項」の1. 1「適用範囲」において、「土木工事に係る工事数量の計算等に当たっては、本要領を適用する」とされており、工種を問わず、新設工事だけでなく復旧工事等においても、本件要領が適用されると認められる。また、本件パネルは、眩光防止に加えて、横断防止の機能もあるため、本件要領第3編2章2. 2「防護柵設置工」の横断防護柵の交換（撤去及び設置）に該当することから、処分庁は、現地において、本件パネルを支柱間隔別に計測し、本件パネル1枚につき4mであることを確認した上、同要領を基に、2枚の本件パネル撤去・設置工事について、それぞれ数量を「4」mとして工事費用を算出している。

そうすると、本件復旧工事について、本件要領を適用し、本件要領に規定する「防護柵設置工」として工事数量等の積算をしたことは妥当であり、本件復旧工事に要した費用が不当に高い金額になっているとは認められないことから、審査請求人の上記主張は採用できない。

ウ 本件復旧工事の所要時間について

審査請求人は、作業者の熟練度等によって多少の前後はあるが、本件パ

ネルの交換について、片側の支柱が固定されているため設置は容易であり、1 時間半程度で完了すべき内容であると主張する。

この点、処分庁は、本件復旧工事の作業員から聞き取り、本件復旧工事に要した費用の積算根拠となる所要時間について、規制帯の設置（約 30 分）、デリネーター 2 個撤去（約 10 分）、ロードセパレーター撤去（約 40 分）、同設置（約 90 分）、デリネーター（撤去したものを再利用）2 個設置（約 15 分）、規制帯解除（約 30 分）という約 4 時間の作業工程であるとしている。

道路工事の工程・所要時間は、工事箇所、工事の実施時間帯、交通量、気候、工事内容等によって変化するものであるところ、本件道路は、主要な幹線道路で大型車の走行率も高く、本件復旧工事についても、車線規制を行いながら、確実な工事の施工、安全かつ円滑な一般交通の確保及び作業員の安全の確保を図りつつ、一定の制約の下に行われたものであることを踏まえると、現場作業員から聞き取った実際の所要時間が不合理であるとは認められない。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用できない。

（3）結論

以上のことから、本件負担命令の金額は、必要を生じた限度を超過するものではなく、本件負担命令には違法又は不当な点はない。

3 その他

本件命令書には、「この命令書について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に国土交通大臣に審査請求することができる」と記載されている（上記第 1 の 2（5））。

しかし、審査請求期間について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）18 条 1 項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して 3 月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「この命令書を受け取った日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求することができる処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行審法 18 条 1 項の規定に即し正しく記載して教示することが求められるところ

であるが、審査庁は、令和5年度答申第74号（工事原因者に対する工事施行命令に関する件）における審査請求期間の教示についての付言を受け、審査請求期間の教示に係るマニュアル等の様式の改正（併せて行政事件訴訟法の教示内容についても改正）を行い、令和5年度答申第74号の処分庁を含む地方機関審査請求担当者に対して、令和6年5月13日付けで、上記改正内容について周知したとのことであり、当該改正以後の処分については、審査請求期間の教示の誤りは改善されると期待される。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹